

## 尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査、除去等を行う者に対し、補助金を交付することにより、吹付けアスベストの飛散による市民の健康障害の予防及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 建築物石綿含有調査者 建築物石綿含有調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「規程」という。）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者、又は同条第4項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者をいう。
- (3) アスベスト分析調査事業 建築物（愛知県が整備するアスベスト調査台帳に記載されたものに限る。）の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を「建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）」に示された方法で行う分析調査のうち、建築物石綿含有調査者による調査に基づき分析するものをいう。
- (4) アスベスト除去等事業 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストについて、建築物石綿含有調査者が策定した計画に基づく現場体制により実施される除却、封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。

### (補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物であること。
- (2) 尾張旭市内に存する建築物であること。

(3) 国、地方公共団体その他公の機関が定めた同種の補助制度の対象とならないこと。

(4) 過去にこの要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないこと。  
(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であること。
- (2) 市税を滞納していない者（法人については代表者も滞納していない者）であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第6条 補助の対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第3条第3号のアスベスト分析調査事業
- (2) 第3条第4号のアスベスト除却等事業

(補助対象経費及び補助金額)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金額は、次の表のとおりとする。

種目	対象経費	補助金額
アスベスト分析調査事業	補助対象建築物について、分析調査事業に要する費用	対象経費の全額。ただし、250,000円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
アスベスト除却等事業	補助対象建築物について、アスベスト除却等事業に要する費用	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,800,000円を限度とする（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。

(事業の申込み)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申込者」という。）は、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金申込書（第1号様式）により、市長に申し込まなければならない。

(補助対象者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、

補助金申込者の中から補助対象者を先着順で決定するものとする。この場合において、申込件数が募集件数を超えるときは、当該年度の申込書を翌年度以降の申込書とみなすものとする。

2 前項の規定により補助対象者を決定したときは、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金補助対象者決定通知書（第2号様式）により補助金申込者に通知するものとする。

（補助対象者の辞退）

第10条 前条の規定により補助対象者決定の通知を受けた者がこれを辞退するときは、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第11条 補助対象者は、第9条第2項の規定による通知の日から2か月以内に尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金交付申請書（第4号様式。以下この条において「申請書」という。）に次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、同項の規定による通知の日から2か月以内に申請書の提出がない場合は、補助金の交付を辞退したものとみなす。

- (1) 位置図及び補助事業を行う箇所を明示した平面図
- (2) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書又は所有者が分かる書類
- (3) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (4) アスベスト等が吹き付けられていることを証する書類（アスベスト分析調査事業の場合を除く。）
- (5) 建築物石綿含有調査者講習修了証明書（規程第7条第2項第15号に規定する修了証明書をいう。以下同じ。）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、その旨を補助対象者に尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 補助事業の契約及び着手は、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金交付決定通知書の通知の日以降に行わなければならない。

（地位の承継）

第13条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合において、交付決定の内容で補助事業を行う意思がある交付決定者の承継人（以下「承継人」という。）は、第3項に規定する書類を市長に届出することにより、その地位を承継することができる。

(1) 交付決定者が死亡した場合

(2) 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合

2 承継人は、第5条第2号及び第3号に規定する者でなければならない。

3 承継人は、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助事業承継届（第6号様式）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第14条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じる場合は、補助事業の変更に着手する前に、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金変更交付申請書（第7号様式）に第11条第1項各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助事業遅滞報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告書を受領したときは、その内容を確認し、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助事業指示書（第10号様式）により交付決定者に必要に応じて指示するものとする。

（補助事業の中止）

第15条 交付決定者は、補助事業を中止しようとする場合、速やかに尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助事業中止届（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第16条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月10日（ただし、該当日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、翌日以後の最初の開庁日とする。）のいずれか早い日までに、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助事業完了実績報告書（第12号様式。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) アスベスト分析調査事業

- ア アスベスト分析調査事業の結果報告書
- イ 分析資料の採取状況が確認できる写真
- ウ 請負契約書の写し
- エ 請求書又は領収書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) アスベスト除却等事業

- ア アスベスト除去等事業の結果報告書
- イ 工事着手、施工中及び完了後の写真
- ウ 前号ウからオまでに掲げる書類

（補助金の額の決定）

第17条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金額確定通知書（第13号様式）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第18条 前条の規定による補助金の交付確定を受けた者が補助金の請求をするときは、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金支払請求書（第14号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第16条に規定する期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、尾張旭市民間建築物アスベスト対策費補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（書類の保管）

第20条 交付決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において、補助金の交付を受けた者に係る第19条及び第20条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。